

一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例
(案)

人は誰でも、生まれながらにして、自分らしく、幸せに生きるという基本的な権利を持っています。

私たちは、世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもと、亀山市人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、すべての人の命を尊び、生きがいを持って生活し、互いにかげがえのない存在として認め合う亀山市を将来にわたって築いていきたいと願っています。

一人ひとりが、互いに個性や多様性を認め合い、自らの責任を果たすとともに、思いやりを持って共に支え合いながら、協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことによって一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、人権施策の基本となる事項を定めることにより、市の人権に関する取組を総合的に推進し、もってあらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

(2) 人権施策 人権尊重のまちづくりに関する施策をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市行政のあ

らゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、国及び県と連携協力するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、多様な学びの場を通じて、自ら人権に関する意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するものとする。

2 市民は、市と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むものとする。

(基本方針)

第5条 市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項

(2) 人権に関する問題の解決に向けた重点施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ亀山市人権施策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する問題を調査し、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(亀山市人権施策審議会)

第 7 条 人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本方針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人権施策に関すること。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、人権施策に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 12 人以内で組織し、その数は、原則として男女同数とする。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募により選出された者

(3) 地域活動及び市民活動を行う団体の代表者

(4) 市内で事業を行う個人、法人その他の団体から推薦された者

(5) 教育に携わる者

(6) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表亀山市景観審議会委員の項の次に次のように加える。

亀山市人権施策審議会委員	日額 7,100円
--------------	-----------

一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（案）の概要

亀山市は、平成18年3月に人権尊重都市宣言を行い、啓発・広報活動や人権教育に取り組んでまいりました。

また、平成22年4月から施行した「亀山市まちづくり基本条例」では、市民の権利を明らかにするとともに、市民は「自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力し合って、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない」などの責務を定めました。

このような中、平成23年度に「人権に関する市民意識調査」を実施し、市民意識の現状と課題の把握を行い、平成24年7月に亀山市人権施策推進委員会を設置し、人権に関する条例整備に向けた検討を重ねるとともに、人権関係団体との意見交換を行ってまいりました。

これらを踏まえ、人権が尊重される社会を実現するには、一人ひとりが自らの責任を果たすとともに、自分の人権と同様に他の人の人権を尊重することが重要であることから、協働して人権尊重のまちづくりに取り組むことによって、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくるため、本条例を制定しようとするものです。

◆ 制定素案の概要

(1) 目的（第1条）

人権に関する取り組みを総合的に推進し、あらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義（第2条）

この条例で使用する用語の定義について定めます。

(3) 市及び市民の責務（第3、4条）

人権施策の推進に係る市の責務と人権尊重に係る市民の責務について定めます。

(4) 基本方針（第5条）

人権施策を総合的に推進するため、新たに人権施策の基本となる方針（基本方針）を定めることとします。

(5) 教育及び啓発活動の充実（第6条）

人権に関する問題を調査し、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めるものとします。

(6) 亀山市人権施策審議会（第7条）

人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会を置くこととします。

◆ 施行日

公布の日からを予定

「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（案）」検討経過について

○亀山市人権施策推進委員会

第1回 (H24.7.2)

：委嘱、協議事項（現状と課題、県・他市の方向性、今後の進め方）

第2回 (H24.9.20)

：協議事項（分科会の設置について、第1・2分科会討議、意見交換）

第3回 (H24.10.18)

：協議事項（分科会協議報告、意見交流、今後の取組と具体的な改善策）

第4回 (H24.11.16)

：協議事項（課題、改善策に関する「中間報告」の提示、条例案検討）

第5回 (H24.12.26)

：協議事項（条例案検討）

第6回 (H25.2.14)

：協議事項（条例案検討）

（分科会での検討）

第1分科会 (H24.10.9)

人権、男女共同参画、外国人、その他人権課題に関する課題別意見交換

第2分科会 (H24.10.11)

子ども、高齢者、障がい者、その他の人権課題に関する課題別意見交換

○関係団体との意見交換

- H24.7.6 ヒューマンフェスタ in 亀山実行委員会：現状と課題について(各種参加団体より)
- H24.7.19 ヒューマンネットワーク：現状と課題について(人権問題全般について)
- H24.8.9 関中学校区研修会：現状と課題(教職員が日頃感じること)
- H24.8.20 亀山高校フレンドリークラブ：高校生からみた人権に関する取組、要望
- H24.8.28 ヒューマンフェスタ in 亀山実行委員会：現状と課題について(今後の取組について)
- H24.10.2 ぽっかぽかの会：現状と課題について(障がいを持つ子どもの保護者の立場から)
- H24.10.2 学校代表者会：現状と課題について(学校関係者「研修担当者」として)
- H24.10.8 K I F A(亀山国際交流の会)：現状と課題(外国人に関わる立場から)
- H24.10.18 ヒューマンネットワーク：課題整理と改善策について
- H24.10.22 市内校長会：亀山市における人権教育の在り方について、現状と課題等について
- H24.11.5 亀山市人権教育推進協議会：亀山市における人権教育の現状と課題について
- H24.11.20 人権よもやま話（みらい：人権について考える）
- H24.12.4 亀山市人権教育推進協議会：今後の取組について
- H24.12.7 人権よもやま話（木崎集会所：人権について考える）
- H25.1.17 ヒューマンネットワーク：現状と課題について